

浜松市立小中学校学校図書館補助員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校図書館の図書の整理及び運営の充実を図るため浜松市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)に配置する浜松市立小中学校学校図書館補助員(以下「補助員」という。)の設置について必要な事項を定める。

(職務)

第2条 補助員の職務は、学校における学校図書館の図書の整理及び運営の補助とする。

(任用)

第3条 補助員は、学校図書教育等についての知識経験を有する者のうちから浜松市教育委員会(以下「委員会」という。)が任用する。

(配置の方法)

第4条 補助員は、学校図書館の図書の整理等に必要とする人数を、委員会が定めた配置計画により、配置する。ただし、委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

(配置の見直し)

第5条 委員会は、前条の規定により補助員を配置した学校について、学校図書館の実情に応じて補助員の配置を見直すことができる。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月1日から施行